

平成31年度栗原市生活困窮者自立支援事業委託事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、栗原市生活困窮者自立支援事業を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式で実施することについて、その手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個々人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することにより、栗原市における自立・就労支援等の体制構築を推進し、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を目指すものである。

3 業務の概要

(1) 業務名

平成31年度栗原市生活困窮者自立支援事業業務

(2) 業務内容

別途定める「平成31年度栗原市生活困窮者自立支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

平成31年（2019年）7月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

(4) 委託料の上限額

生活困窮者自立相談支援事業	9,273,818 円（税込）
生活困窮者就労準備支援事業	6,640,334 円（税込）

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格30万円以上の備品を除く）、負担金、会議費

5 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

次の条件を全て満たす者とする。

(1) 委託料上限額の範囲内で業務を的確に遂行する能力を有すること。

(2) 法人格を有している団体、または以下の要件を満たす共同体。

イ 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

ロ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の

- 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 栗原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定にするもの）に該当しないこと。

7 スケジュール

本市ホームページへの掲載により公募を開始します。

内容	日程
企画提案募集開始	平成 31 年 4 月 15 日（月）
参加表明書提出期限	平成 31 年 4 月 22 日（月）
募集要項に関する質問書受付期限	平成 31 年 4 月 26 日（金）
企画提案提出期限	平成 31 年（2019 年）5 月 13 日（月）
選定委員会ヒアリング審査	平成 31 年（2019 年）5 月中旬
選定委員会開催・委託候補者決定	平成 31 年（2019 年）5 月下旬
選定結果通知	平成 31 年（2019 年）5 月下旬
発注仕様書に係る協議及び決定 委託候補者からの見積徴取 契約締結	平成 31 年（2019 年）6 月上旬

申請手続等に関する資料の閲覧場所：URL <http://www.kuriharacity.jp/>

8 参加表明書の提出

前記の事業の受託を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

平成 31 年 4 月 22 日（月）午後 5 時（必着）

(2) 提出先

〒987-2293 栗原市築館薬師 1 丁目 7 番 1 号
栗原市福祉事務所社会福祉課

(3) 提出方法

郵送又は持参による。持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と明記し上記提出期限必着とする。

(4) 提出書類及び部数

- ア 参加表明書（様式第 1 号）：1 部
- イ 平成 29 年度の事業報告書及び収支決算書：1 部
- ウ 法人の登記事項証明書（提出日において 3 ヶ月以内に発行されたもの）：原本 1 部
- エ 定款又はこれに代わるものの写し：1 部
- オ 役員名簿：1 部

- カ 納税証明書（未納がないことの証明）：原本各 1 部
 - ・ 栗原市が発行する市税（全税目）の納税証明書
 - ・ 宮城県各県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書
 - ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- キ その他、市が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

9 質問等

募集要項及び委託業務仕様書等に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期間

平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 1 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第 2 号）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。

(3) 質問先

栗原市福祉事務所社会福祉課

ファクシミリ 0228-22-0340

電子メール shakaifukushi@kuriharacity.jp

(4) 回答方法

回答は随時、全ての参加表明者に対して、「参加表明書」に記載の電子メールアドレス宛て回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答することがある。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

平成 31 年（2019 年）5 月 13 日（月）午後 5 時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

参加表明書の提出先、提出方法と同じ。ただし、郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記すること。

(3) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（様式第 3 号）

イ 企画提案書：6 部

企画提案書の様式は任意とするが、「11 企画提案内容」に基づき記載すること。

ウ 参考見積書（様式第 4 号）：正本 1 部、副本 5 部

(4) 留意事項

ア 企画提案は、1 社 1 案とする。

イ 企画提案書には、事業者名及び事業者を類推できる事項を記載しないこと。

ウ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出後に応募を取り下げの場合は、取下願（様式第 5 号）を提出すること。取下

願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。

カ 審査は提出された企画提案書により行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。

キ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- ・前記5の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- ・提出書類が所定の期限までに整わなかったとき
- ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ・審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ・その他不正な行為があったとき。

ク 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者負担とする。

ケ 提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

1.1 企画提案内容

栗原市生活困窮者自立支援事業委託業務仕様書をもとに、下記1.2(3)の評価の視点を踏まえた企画内容で提案すること。

1.2 委託候補者の選考方法及び審査項目

(1) 選考方法

ア 選定審査委員会を開催し、提出された企画提案書について、下記(3)の審査項目に基づき審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価を得た企画提案を行った募集要項に基づく申込者（以下「有資格申込者」という。）を第1順位の委託候補者として決定する。企画提案書を提出した有資格申込者が1者の場合も選定を行う。

イ 選定委員会は、有資格申込者から企画提案書等の内容についてヒアリングを実施し、評価を行う。

なお、有資格申込者が多数となった場合は、事前に企画提案書の審査を行い、選定された者のみヒアリング審査を実施する場合がある。

ウ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに郵送により書面で通知する。

(2) ヒアリング審査実施概要

ア 期 日 : 平成31年(2019年)5月中旬(予定)

※事業者ごとの開始時間等は電子メールにて通知する。

イ 場 所 : 栗原市役所築館庁舎

ウ 出席者 : 1事業者3名以内

エ 説明時間 : 1事業者あたり60分(準備5分、説明30分、質疑応答20分、片付け5分)

オ その他 : 提出された書類に基づき説明を行うこと。

追加資料の配布は禁止する。

プロジェクター等の機器は使用できません。

(3) 審査項目

評価項目		評価の視点
実施方針	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施目的と提案者が提案した基本理念、基本方針が一致しているか。
	自立支援に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的と提案者の考え方は一致しているか。 ・支援対象者に寄り添った考え方を行っているか。 ・当市の状況等を的確に把握しているか。
事業実施方法	生活困窮者自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援対象者の把握は適切か。 ・支援対象とならない者の例示及び対応は適切か。 ・アウトリーチを含めた相談受付やアセスメントの実施方法は適切か。 ・支援プランの策定及び支援調整会議の運営等は適切か。 ・プラン策定後の支援手法は適切か。 ・一連の相談支援を通して、支援対象者へ十分に配慮されているか。 ・関係機関等との連携は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。 ・支援対象者への周知は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。
	生活困窮者就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある関係機関との連携が期待できるか。 ・支援プログラムの内容は、効果が高く実現性があるものか。 ・支援対象者個々に合わせた支援を提供できるか。
運営体制	拠点の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務仕様書の要件（仕様書における委託場所）を満たしているか。 ・支援の実効性と設置場所に合理性はあるか
	組織及び人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資格等は委託業務仕様書の要件を満たしているか。 ・職員の資質向上のための研修等の計画の有無について
	プライバシーの保持、個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの保持について、十分配慮されているか。 ・個人情報の管理が適切に行えるか。
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務におけるミス、トラブルの防止策と発生した場合の対応、体制が取られているか。 ・苦情への対応が適切に行えるか。
その他	見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量は、提案内容と整合性がとれた妥当なものか。 ・効率的な運営が図られているか。
	同様業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に類する支援業務の実績は良好か。
	経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。

1 3 委託候補者との契約等に関する事項

(1) 契約方法

市が選定した委託候補者と企画提案書等に記載された項目について協議を行い、契約における仕様等の内容を定め、当該仕様書に基づく見積書を徴し、その内容について協議を行い、確定させたうえで随意契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

(2) 委託料の支払条件

支払方法は、市と委託候補者との協議の上、契約書で定める。

(3) その他

第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

1 4 問い合わせ先

栗原市福祉事務所社会福祉課

住所：栗原市築館薬師1丁目7番1号

電話：0228-22-1340

電子メール：shakaifukushi@kuriharacity.jp

ファクシミリ：0228-22-0340